

豊見城市スポーツ少年団を支える会会則

(名称、事務局)

第1条 本会は、「豊見城市スポーツ少年団を支える会」と称し、事務局を豊見城市字平良536番地豊見城市体育協会に置く。

(目的)

第2条 本会は、豊見城市スポーツ少年団の実施する県内外、国外、その他のスポーツ交流を市民、地域、父母等が物心両面から支援することにより、青少年の健全育成、子供達の競技力向上、各地域の活性化を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 本会は第2条の目的に賛同する個人及び法人団体をもって会員とする。

(入会及び脱会)

第4条 本会は会費を納入する事により入会とし、脱会は自由とする。

(機関)

第5条 本会に次の機関を置く

- (1) 役員会 (2) 総会

(役員)

第6条 本会に次の役員を置き任期は2年とする。但し会長、副会長、理事、監査、顧問、事務局はそれぞれスポーツ少年団の本部長、副本部長、各専門部長、監事、顧問、事務局が兼任する。

- | | | | | | |
|--------|----|---------|------|---------|-----|
| (1) 会長 | 1名 | (2) 副会長 | 3名以下 | (3) 理事 | 若干名 |
| (4) 監査 | 2名 | (5) 顧問 | 若干名 | (6) 事務局 | 1名 |

(総会)

第7条 本会は、役員会で承認された決算書、事業報告書、監査報告書を会員に報告することにより総会にかえるものとする。

(会計年度)

第8条 本会の計画年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

(会費)

- 第9条 本会の会費は個人会員1口年間2,000円、
- 2 法人団体会員1口年間5,000円とする。
 - 3 スポーツ少年団加入団体は、1団体4,000円とする。

(委任)

第10条 この会則に定めのない事項については役員会で別に定める。

附 則

- この会則は平成9年4月1日から施行する。
- この会則は平成14年4月1日から施行する。
- この会則は平成26年4月1日から施行する。
- この会則は平成31年4月1日から施行する。

○役員構成（ 令和2年4月 ～ 令和4年3月 ）

会 長 入稻福 尚

副 会 長 与儀 実盛、大城 武、外間 剛

代表理事 野 球 部 長 金城 敬 、 バレーボール部長 上地 安良

少年サッカー部長 興那覇 博一、 剣 道 部 長 山城 英暉

空 手 道 部 長 仲本 雄一

理 事 スポーツ少年団各部理事全員

顧 問 瀬長 満 、 高安 定

監 査 高安 定 、 平田 真一

事 務 局 富永 健太